

承認第 2 2 号

令和 5 年 1 2 月刈谷市議会定例会提出議案（令和 5 年度刈谷市教育費

1 2 月補正予算（第 6 号））に関する意見について

令和 5 年 1 2 月刈谷市議会定例会提出議案（令和 5 年度刈谷市教育費 1 2 月補正  
予算（第 6 号））に関しては、教育長による事務の臨時代理により意見ない旨を回答  
したので、承認を求める。

令和 5 年 1 2 月 2 1 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 3 項の規定  
により必要があるからである。

## 令和5年度刈谷市教育費12月補正予算(案)

【歳出】

(単位：千円)

科 目	補 正 額	事 業 等 内 容
10款 教育費		
1項 教育総務費	84,060	
3目 教育指導費	84,060	修学旅行費補助事業 ・修学旅行費補助金
		84,060 84,060
10款教育費 補正額合計	84,060	

修学旅行費補助事業（新規）

担当 学校教育課  
(内線 2561)

1 事業費 84,060千円（10款1項3目）

※繰越明許費の設定

2 事業の概要

子育て世帯支援策として、修学旅行に向けた積立金の徴収が始まることにより増加する保護者の教材費等の負担を軽減するため、修学旅行に係る費用として徴収を開始する又は開始している積立金について保護者負担を軽減する。

(1) 対象者

ア 市内の小中学校及び市内在住で刈谷特別支援学校(小・中学部)に通う児童生徒

イ 市内在住で市外の特別支援学校に通う児童生徒

(2) 補助額

ア 中学校 生徒1人当たり上限40,000円

イ 小学校 児童1人当たり上限20,000円